

6 障 第 1249 号
令和6年12月26日

指定生活介護事業所 管理者 様
(京都府内の事業所 (※京都市内除く))

京都府健康福祉部障害者支援課長

生活介護サービス費の基本報酬算定に係る「やむを得ない事情」の
例示について (通知)

平素は、本府の障害者施策の推進に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、生活介護サービス費の基本報酬については、令和6年4月の報酬改定で、利用者の障害支援区分、利用定員及び所要時間に応じた報酬単価を算定することとされたところです。

所要時間による区分については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」において、「現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。」と示されており、加えて、「当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えない」とされています。

本人の心身の状況などによる「やむを得ない事情」に該当するか否かの判断について、この間、複数の事業所様からお問い合わせがあったことを受け、厚生労働省に確認した上で、改めて、下記のとおりお知らせいたしますので、御留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 「やむを得ない事情」に該当する例について

- ・当日の急な体調不良
 - ・定期的な通院やリハビリ
 - ・通院に同行する家族等の都合により、急遽病院に行くこととなった場合 等
- ※居宅介護の通院等介助を利用しての通院を含む
→生活介護計画上の標準的な時間で算定

2. 「やむを得ない事情」に該当しない例について

- ・美容院
 - ・買い物等の外出 等
- 実際の所要時間で算定

3. 今後の対応について

今回の整理については、令和6年4月の報酬改定当初から適用します。

これに伴い、令和6年4月から11月までの介護給付費の請求額に変更が生じる場合は、大変お手数ですが、過誤処理にて再請求していただきますようお願いいたします。

【参考：過誤処理について】

<https://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/documents/r6siryou16.pdf>

(京都府令和6年度障害福祉サービス事業者等集団指導 資料16 P.11～14)

4. 問い合わせ先

上記1、2について…管轄の各保健所福祉課

上記3について…各市町村 又は 京都府国保連合会